

広島県告示第三百八十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県栽培漁業センターの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

一般社団法人広島県栽培漁業協会 理事長 丸山 和利

2 主たる事務所の所在地

竹原市高崎町字西大乘新開一八五番地の二一

二 変更事項及び内容

1 変更事項

名称

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
		社団法人広島県栽培漁業協会			一般社団法人広島県栽培漁業協会

三 変更年月日

平成二十五年四月一日